

不明な点について
はご相談ください

国保年金課からのお知らせ

国民健康保険料の納入通知書を発送

本年度の国民健康保険料の納入通知書を7月14日に発送する予定です。お手元に届くまでは数日掛かる見込みですので、あらかじめご了承ください。
本年度から保険料の料率改定を実施しています。届きましたら記載内容を確認し、保険料の賦課内容などについて不明な点があれば、お問い合わせください。

失業による収入減少などを理由とした保険料の減免については、相談に応じていますので、国保年金課においでください。

※異動届け出、被保険者証の発行、再交付手続きなども同じ窓口で対応します。問い合わせや相談の対応には、時間が掛かることもありますので、ご了承ください。なお、所得内容の確認は市民税課、分割納付などの手続きは収納課（ともに新庁舎2階）で行ってください。

■問い合わせ先 国保年金課国保保険料係（☎ 40・7045）

国民健康保険高齢受給者証の更新

70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証を7月下旬に発送しますので、届き次第、記載内容などを確認し、これまでと同様に国民健康保険被保険者証と一緒に医療機関へ提示ください。

新しい受給者証の有効期限は平成30年7月31日です。なお、有効期限前に75歳に達する人は、後期高齢者医療制度に移行するため、75歳に達する前日が有効期限になります。

有効期限が過ぎた高齢受給者証は、国保年金課、岩木・相馬総合支所民生課、または各出張所に返還するか、裁断の上、廃棄してください。

■問い合わせ先 国保年金課国保保険料係（☎ 40・7045）

国民年金保険料の免除・猶予

経済的な理由などで保険料の納付が困難な人には、申請によって免除または猶予される制度があります。

○多段階免除・納付猶予申請

平成29年度分（7月～平成30年6月分）の保険料について、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除、納付猶予の申請を受け付けします。

△申請受付 7月3日から

※申請時点から2年1ヶ月前までさかのぼって、免除などの申請もできます。

△申請場所 国保年金課（市役所1階）、岩木・相馬総合支所民生課、各出張所

※市民課駅前分室、城東分室では受け付けできません。

△申請に必要なもの 年金手帳／失業を理由とする場合は離職票か雇用保険受給資格者証／代理申請する場合は委任者の印鑑（スタンプ印不可）

○継続免除申請

平成28年7月から平成29年6月までの保険料が全額免除、納付猶予に承認された人で、29年7月以降の免除申請を継続して希望した人は、あらためて手続きを行う必要はありません。ただし、住所が異なる配偶者（夫または妻）については、申し出が必要ですので、ご相談ください。

また、失業や天災等を理由として全額免除や納付猶予承認を受けた人、申請後に国民年金第1号被保険者の資格を喪失した人は、再度申請が必要ですので、忘れずに手続きをしてください。

※いずれの申請をする場合も、個人住民税（市民税・県民税）の申告が必要です。

■問い合わせ先 国保年金課国民年金係（☎ 40・7048）、岩木総合支所民生課（☎ 82・1628）、相馬総合支所民生課（☎ 84・2111）／弘前年金事務所（外崎5丁目、☎ 27・1339）



保険料の減免に該当する人は申請を

私たちの介護保険制度

る契約書・領収書など

【⑤失業などでも保険料を減免】

介護保険制度では、震災・風水害・火災などの災害以外にも、65歳以上の介護保険被保険者がいる世帯で、主に生計を維持していた人が今年1月以降に会社の都合や倒産などにより失業したときや、事業や業務の休廃業により収入が著しく減少したときなどは、介護保険料の減免を受けられる場合があります。

減免を受けるためには申請が必要ですので、失業などを証明できる書類（雇用保険受給者証など）を持参の上、ご相談ください。

※減免は申請日以降に納期限の日（特別徴収の人は、普通徴収の納期に換算）が到来する保険料が対象となりますので、早めに手続きしてください。

【⑥介護保険負担割合証の更新】

負担割合証が8月1日から更新されます。要介護・要支援の認定を受けている人や総合事業の対象となっている人に対して、7月下旬に発送する予定ですので、届き次第、利用者負担の割合など記載内容を確認してください。

また、介護保険のサービスを利用する際には、被保険者証と一緒に負担割合証をサービス事業所などに提示する必要がありますので、負担割合証は被保険者証と一緒に保管してください。

なお、現在お使いの負担割合証は、8月1日以降に介護福祉課か岩木・相馬総合支所民生課窓口まで返還するか、裁断の上、破棄してください。

【⑦在宅ねたきり高齢者の寝具丸洗いサービス】

自宅で生活をしているおおむね65歳以上のねたきりの人を対象に、寝具の丸洗いを無料で実施します。

△内容 掛布団、敷布団、毛布または丹前のいずれか合計3枚までを専門業者が回収し、丸洗い・乾燥・殺菌消毒をした後、自宅へ返却します（約1週間）。

△実施期間 9月上旬～10月末
※回収日・返却日については、申し込み受け付け後、利用決定通知で個別にお知らせします。

△申込先 8月4日までに、各地域の民生委員または介護福祉課へ

■問い合わせ先 介護福祉課（①～⑤…☎ 40・7049、⑥…☎ 40・7071、40・4321、⑦…☎ 40・7114）